第五条の六の四第十六項を削り、同条第十七項中「同条第三項第三号イ」を「同条第三項第五号イ」に、「同項第十号」を「同項第九号」に改め、同項第一号中「第十条の五の四第三項第十号」を「第十条の五の四第三項第九号」に、「第十五項において準用する第七項の給与等の支給額」を「第十四項の給与等支給額」に改め、同項第二号中「において準用する第八項の」を「の規定によりみなされた第十二項の」に改め、「において準用する第八項又は第九項」を削り、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17　第九項及び第十二項から前項までの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

第五条の六の四第十八項中「同条第三項第五号」を「同条第三項第四号」に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「継続雇用者比較給与等支給額」に、「同条第一項第一号に掲げる要件を満たさない」を「同条第一項に規定する継続雇用者給与等支給増加割合が百分の三以上であるときに該当しない」に改め、同条第十九項中「同条第三項第十号」を「同条第三項第九号」に、「雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額の当該比較雇用者給与等支給額に対する割合」を「雇用者給与等支給増加割合」に改め、同条第二十項第一号中「法第十条の五の四第一項第二号に規定する」を削り、「同号及び同条第二項第二号イ」を「法第十条の五の四第一項第二号及び第二項第二号」に改め、同項第二号中「第二項第二号イ」を「第二項第二号」に改め、同条第二十一項を削る。

第五条の七第三項から第五項までを削り、同条第六項を同条第三項とし、同条第七項を同条第四項とし、同条第八項第一号中「特定対象年」を「対象年」に、「次号」を「次号及び第九項」に改め、同項第二号中「特定対象年」を「対象年」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「第五項及び」を削り、同項を同条第六項とし、同条第十項中「第八項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項中「第八項」を「第五項」に、「第二十五条第一項」を「第二十五条の二第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「同項に規定する」を削り、「同項第一号イ及びロに掲げる金額」を「同項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」に改め、同項を同条第九項とする。

第六条の二の次に次の一条を加える。

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

**第六条の二の二**　法第十一条の四第一項に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産のうち同項に規定する環境負荷の低減に著しく資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

2　法第十一条の四第一項に規定する政令で定める規模のものは、一の設備等（同項各号に規定する設備等をいう。）を構成する機械その他の減価償却資産の取得価額（所得税法施行令第百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。）の合計額が百万円以上のものとする。

3　法第十一条の四第二項に規定する政令で定めるものは、機械その他の減価償却資産のうち同項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

4　農林水産大臣は、第一項又は前項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第六条の三第一項第一号中「第一欄に掲げる地区」を「第二欄に掲げる区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第三十五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画につき同条第四項」を「第三十五条第四項」に改め、「あつた」を削り、「同条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域（以下この号において「産業高度化・事業革新促進地域」という。）」を「同表の第一号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「つき同条第七項」を「係る同項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「産業高度化・事業革新促進地域に」を「同号の第二欄に掲げる区域に」に、「つき同項」を「係る同項」に改め、同項第二号中「第一欄に掲げる地区」を「第二欄に掲げる区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第四十一条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画につき同条第五項」を「第四十一条第四項」に改め、「あつた」を削り、「同条第八項の」を「同条第七項の」に、「同条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域（以下この号において「国際物流拠点産業集積地域」という。）」を「同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「つき同条第八項」を「係る同項」に、「準用する同条第五項」を「準用する同条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「国際物流拠点産業集積地域に」を「同号の第二欄に掲げる区域に」に、「つき同項」を「係る同項」に改め、同項第三号中「第一欄」を「第二欄」に、「経済金融活性化特別地区として指定された地区」を「区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第五十五条の二第一項に規定する経済金融活性化計画の同条第五項」を「第五十五条の二第四項」に、「新たに当該経済金融活性化特別地区」を「新たに同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の二第七項」に、「同欄」を「同号の第三欄」に、「その変更」を「当該変更」に、「同条第二項」を「同条第八項」に、「同法第五十五条の二第五項」を「同条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、「（当該期間」の下に「（以下この号において「指定期間」という。）」を加え、「より当該経済金融活性化特別地区」を「より同表の第三号の第二欄に掲げる区域」に、「当該期間の」を「指定期間の」に改め、「なつた日までの期間とし、」の下に「指定期間内に」を加え、「同法第五十五条の六第一項」を「指定定期間内に同条第十項」に、「同法第五十五条の四」を「同条第九項」に改め、同項第四号を削り、同条第二項第一号中「から第三号までの第二欄」を「及び第二号の第三欄」に改め、同号イ中「ロ及び次号」を「以下この項及び第十項」に改め、同号ロ中「第二欄」を「第三欄」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　法第十二条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる事業　次に掲げるいずれかの規模のもの

イ　一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円を超えるもの

ロ　機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が五十万円を超えるもの

第六条の三第四項を削り、同条第三項中「第二欄」を「第三欄」に、「計量証明業」を「沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第四条第九号に掲げるガス供給業（次項において「ガス供給業」という。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第十二条第一項に規定する区域の振興に資するものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる個人の区分に応じ当該各号に定める減価償却資産とする。

一　法第十二条第一項の表の第一号の第一欄に掲げる事業者に該当する個人　当該個人の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第八項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産

二　法第十二条第一項の表の第二号の第一欄に掲げる事業者に該当する個人　当該個人の沖縄振興特別措置法第四十二条の二第八項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産

三　法第十二条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる事業者に該当する個人　当該個人の沖縄振興特別措置法第五十五条の四第八項に規定する認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産

第六条の三第五項を次のように改める。

5　法第十二条第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定めるものは、機械及び装置（ガス供給業の用に供されるものにあつては、沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号に規定する液化ガス貯蔵設備その他の財務省令で定める機械及び装置に限る。）、構築物（液化したガスを貯蔵し、又は利用するためのもの（製造業又はガス供給業の用に供されるものに限る。）で財務省令で定めるものに限る。）並びに次に掲げるものとする。

一　次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める器具及び備品

イ　製造業及び自然科学研究所に属する事業　次に掲げる器具及び備品

(1)　専ら開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの

(2)　電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品

ロ　道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデザイン業　イ(2)に掲げる器具及び備品